

# 第13回宮城県シニア団体対抗剣道大会 大会要項

- 1 目的 県内の壮年剣道愛好家が日頃修練している成果を披露するとともに、参加者同志の友好親善を図り、これからの剣道普及発展に寄与する。
- 2 主催 宮城県剣道連盟
- 3 期日 令和8年4月26日（日）午前9時00分開会
- 4 会場 宮城県第二総合運動場（宮城県武道館）  
仙台市太白区根岸町15-1 電話 022-249-1216
- 5 参加資格 宮城県剣道連盟の所属会員であって、年齢60歳以上の者。
- 6 参加料 無料
- 7 試合方法 (1) 剣道連盟の剣道試合・審判規則・審判細則，運営要領の手引きおよび感染症予防ガイドラインに記載の試合方法による。  
(2) 団体（1チーム3人）のトーナメント戦とする。  
(3) 試合時間は4分3本勝負，勝負の決しない場合は引き分けとする。  
勝数，本数が共に同じ場合は，代表者はその試合で一番最初に引き分けたものによる1本勝負とし，勝敗の決しない場合には延長戦を行い，先に1本取った者を勝ちとする。なお，延長に入ってから試合時間は，3分区切りで勝敗の決するまで行う。  
※（参加申込み者から県剣連事務局で3名のチームを編成する。）
- 8 日程 (1) 受付・開館 8:00～ (4) 試合  
(2) 審判会議 8:30～ (5) 閉会式  
(3) 開会式 9:00～
- 9 表彰 第1位より第3位まで表彰する。
- 10 申込方法 所定の申込書に記入し，市郡連ごと下記の宛先に送付すること。  
〒982-0845 仙台市太白区門前町2-1  
宮城県剣道連盟事務局宛  
・Tel 022-746-8461 ・Fax 022-746-8462 ・メール info@miyagi-kendo.com
- 11 申込期日 令和8年4月17日（金）必着
- 12 その他 (1) 災害・事故の場合，実施本部で応急処置をするが，他の責任は持たない。  
(2) 出場選手は，感染症予防ガイドラインに従い面マスクまたは，シールドを着用すること。  
(3) 竹刀検査，検量は行わない。「剣道用具確認証」を受付に提出すること。  
(4) 今後の感染症の状況により，大会が中止又は試合方法が変更になることもある。  
(5) 提出書類は宮城県剣道連盟ホームページからダウンロードできる。  
(6) 参加選手は，紅白の目印（全長70cm幅5cm）を持参すること。  
(7) 参加選手は，市郡名もしくは所属名（横書き）と姓（縦書き）を記した布製の名札を垂につけること。  
(8) 組み合わせは県剣道連盟事務局で行う。  
(9) 観客の入場は可とする。  
(10) 個人情報は，大会の目的以外に使用することはない。

## 第 1 3 回宮城県シニア団体対抗剣道大会

区分	No.	氏 名	段位	性別	生年月日	備 考
60 歳以上の部 (昭和 42 年 4 月 1 日 以前生まれ)	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
65 歳以上の部 (昭和 37 年 4 月 1 日 以前生まれ)	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
70 歳以上の部 (昭和 32 年 4 月 1 日 以前生まれ)	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					

以上 名、申し込みます。  
令和 8 年 月 日

剣道連盟

申込〆切：令和 8 年 4 月 17 日（金）必着

審判主任	検査所責任者

## 剣道用具確認証

一般財団法人宮城県剣道連盟会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日付： 年 月 日

所 属：

選手氏名：

(自署)

### 記

1) 竹刀関連：検査本数：合計 \_\_\_\_\_ 本（大会検査所提出本数）

- 長さ（全長）が適正
- 重さが適正
- 先端から 1.5 センチメートル部分の先革の太さ（対辺）が適正
- 先革の長さが適正
- 先から 8 センチメートル部分のちくとう部の太さ（対角）が適正
- 破損・ささくれはない
- 中結の位置（＝全長の約 1/4）が適正
- 不当な付属品を使用していない
- 先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなっている
- 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない
- ピース（四つ割りの竹）の合わせの間に不自然で大きな隙間がない

2) 小手関連

- こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の 1/2 以上 を保護している
- 小手ふとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ふとん部最長部との差が 2.5 センチメートル 以内である
- 小手頭部・小手ふとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3) 面関連

- 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
- 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4) 剣道着関連

- 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上